

包括外部監査の結果に基づき講じた措置の通知の公表

大 阪 市 監 査 委 員

監査結果に関する措置状況報告書

令和6年度包括外部監査（経済戦略局の事務事業の執行について～経済戦略、観光、産業振興に関する事業を中心に～）

所 管 所 属：経済戦略局

通 知 日：令和7年11月6日

監査結果 No.	頁数	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
指摘23	150	<p>【水と光のまちづくり推進事業】</p> <p>予算事業別調書の適正な記載（情報提供、財政規律、合规性の視点）</p> <p>経済戦略局は、令和5年度予算事業別調書の⑥事業費・特定財源の積算欄の事業費（歳出）の水都大阪コンソーシアム事業分担金の記載を実態に即した適正な記載にされたい。</p>	<p>令和8年度予算編成において、水都大阪コンソーシアム事業分担金としての支出の記載を、実態に合わせて「大阪府：大阪市＝1：1」と変更することとした。</p>	措置済	令和7年10月1日
指摘24	166	<p>【大阪城エリア観光拠点化事業】</p> <p>大阪市文化集客振興基金の取り崩し（財政規律の視点）</p> <p>経済戦略局は、財政局と協議の上、文化集客振興基金について、いかなる条件において豊臣石垣公開事業へ取り崩せるかについて、内部で予め基準を設けておかれたい。</p>	<p>文化集客振興基金には特定の事業に対する寄附金を積み立てていることから、特定の事業に充当する目的でのみ取り崩しを行っているが、大阪市文化集客振興基金条例第5条にある施行の細目は定めていなかったため、「大阪市文化集客振興基金を充当する事業に関する要綱」を制定した。</p>	措置済	令和7年9月30日
指摘26	174	<p>【日本遺産連携推進事業】</p> <p>分担金と参加費の項目相違（財政規律の視点）</p> <p>経済戦略局は、日本遺産連携推進事業として、「北前船寄港地フォーラム」に参加しているが、その際の参加費用（100,000円）について、歳出予算調書に「分担金」として計上し、執行しているが、「参加費」として計上し、執行されたい。</p>	<p>令和8年度予算編成において、計上先を「分担金」から「会費」に変更することとした。</p>	措置済	令和7年10月1日